

第6章 計画の推進に向けて

この章では、計画を推進していくための体制について、基本的な考え方を示します。また、目標の達成に向けて計画の進捗状況を管理する方法についても、合わせて示します。

1. 推進体制の整備

計画を推進していくためには、市・市民・市民団体・事業者が協力・協働していくことが大切です。今後は、各主体が協働して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

1) パートナーシップによる推進体制

「城陽環境パートナーシップ会議」は市・市民・市民団体・事業者で構成する組織で、事務局は市の環境政策担当部局とします。

計画の推進にあたっては、今後、自らが主体となって行動計画を作成し、より具体的な取り組み内容を整理するとともに、行動計画に基づく各主体の率先行動を進めます。

2) 環境審議会

環境審議会は環境基本条例第26条に基づいて、環境基本計画や良好な環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として平成14年10月1日に設置されました。計画の推進にあたっては、「城陽市環境報告書」に基づき進捗状況などに関する調査審議・意見具申を行います。

3) 庁内の推進体制

「環境政策推進組織」は行政内部の組織で、環境基本計画等の策定・推進やISO14001認証取得、環境マネジメントシステム運用など、庁内の環境施策全般について検討等を行うために平成14年4月に発足しました。計画の推進にあたっては、環境施策を実施する際の各部局間の調整や、環境施策の進捗状況の把握などを行います。

4) 広域的な取り組みによる推進体制

大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国、京都府及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めます。

2. 計画の進行管理

1) 年次報告等

計画を効果的に進めていくためには、策定後の環境の変化や、実施した施策の内容等を整理するとともに、その結果を公表し、新たな課題への対応や施策の評価などを推進していくことが必要です。

そのため市は毎年、計画の進行状況を把握するための「城陽市環境報告書」を作成します。報告書の作成にあたっては、市民、市民団体、事業者が行った環境活動の報告や、環境に関する意見を聴取し、反映させていきます。



2) 環境指標

第4章で「生活」「自然」「快適」「循環」「参加」「地球環境」毎に示した環境指標は、計画の進行状況を把握するために設定したものです。よって、これら指標の変化を市民意識調査を活用して定期的に把握し、その経年変化を環境報告書に記載することとします。

3) 計画の見直し

社会情勢の変化や科学技術の進歩、計画の進捗状況などによって見直しが必要となったときには、随時見直しをはかります。

■城陽市環境基本計画の推進体制

